

議案第68号

損害賠償の額の決定について

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求めらる。

令和4年12月13日提出

壱岐市長 白川 博一

記

1 損害賠償の相手方
壱岐市芦辺町 法人

2 損害賠償額 89,997円

3 損害賠償の理由

令和4年9月29日午前9時30分頃、壱岐市芦辺町内の小学校の学校園において、学校職員が除草作業を行っていたところ、刈払機の刃に当たった小石が道路を挟んだ向かい側の駐車場に止めてあった損害賠償の相手方の法人車両のリアガラスに当たり損傷させた。

(提案理由)

損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要がある。

同意第6号

壱岐市副市長の選任について

次の者を壱岐市副市長に選任する。

令和4年12月13日提出

壱岐市長 白川博一

記

住 所 壱岐市芦辺町箱崎諸津触2114番地

ふりがな ま なべ よう こう
氏 名 眞 鍋 陽 晃

生年月日 昭和31年5月15日

(提案理由)

副市長の選任については、地方自治法第162条の規定により議会の同意を得る必要がある。

【同意第6号参考】

壱岐市副市長の選任について、議会の同意を求める者
氏名 眞鍋陽晃

〈略 歴〉

昭和50年	3月	長崎県立壱岐商業高等学校卒
昭和51年	8月17日	芦辺町事務吏員
平成16年	3月1日	壱岐市建設部土木課管理用地係長
平成20年	5月1日	壱岐市保健環境部環境衛生課長
平成24年	1月1日	壱岐市総務部長
平成29年	3月31日	定年により退職
平成29年	6月1日	} 長崎県病院企業団壱岐病院顧問
平成30年	4月30日	
平成30年	5月1日	} 壱岐市環境管理組合理事長
平成30年	12月17日	
平成30年	12月18日	壱岐市副市長
現在に至る		